

○経済産業省令第九十二号
 火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
 第一条 次に掲げる省令の様式中「㉔」を削る。

一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百

三 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二
 四 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二
 五 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六
 六 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで
 七 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三
 九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から様式第二十七まで、様式第三十及び様式第三十一
 十 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第三百三十三号）様式第二十四から様式第二十七まで
 十二 金属鋳業等鋳害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで
 十三 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで
 十六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八
 十七 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十
 十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで
 二十一 商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで
 二十二 輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで
 二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二條 次に掲げる省令の規定又は様式中「㉔」を「㉕」に改める。
 一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一
 二 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項
 三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号
 四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項
 五 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七條第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

第三條 次に掲げる省令の様式中「㉔」を削る。
 一 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

第二條 次に掲げる省令の規定又は様式中「㉔」を「㉕」に改める。
 一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一
 二 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項
 三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号
 四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項
 五 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七條第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

二 武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）様式第二、様式第三、様式第六及び様式第八から様式第十五まで
 三 商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）様式第二から様式第七まで及び様式第九から様式第十四まで
 四 水洗炭業に関する法律施行規則（昭和三十三年通商産業省令第八十六号）様式第一から様式第四まで

五 割賦販売法施行規則様式第一、様式第二十二、様式第二十八から様式第三十一まで
 六 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）様式第三十、様式第六十九、様式第八十、様式第八十一及び様式第八十四から様式第八十六まで
 七 石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）様式第一、様式第二及び様式第四から様式第六まで

八 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第一から様式第七まで、様式第十、様式第十四から様式第二十二まで、様式第二十五から様式第四十三まで
 九 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第四十三から様式第四十五まで
 十 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）様式第五、様式第十五及び様式第二十七

十一 航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）様式第一
 十二 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）様式第三十一の十七及び様式第三十八の三
 十三 エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）様式第六
 十四 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第一、様式第二及び様式第六から様式第九まで

十五 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第五百一十一号）様式第一から様式第五まで及び様式第八から様式第十三まで
 十六 原子力発電環境整備機構に関する省令（平成十二年通商産業省令第五百一十二号）様式第一から様式第十一まで
 十七 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）様式第十一

十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）様式第一の二
 十九 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）様式第一、様式第三から様式第五まで、様式第七及び様式第八
 二十 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）様式第一から様式第十まで

二十一 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）様式第十、様式第十一、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十三及び様式第三十四
 二十二 使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）様式第一から様式第九まで及び様式第十一
 二十三 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五号）様式第一から第四号まで

二十四 経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年経済産業省令第四十四号）様式第一
 二十五 エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令（平成三十一年経済産業省令第四十二号）別記様式

第四条 次に掲げる省令の様式中「四」を削る。

一 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）様式第五の七から様式第五の十五まで
 二 発電水力流量測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）様式第五
 三 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）附則第二条第二項及び第三項に規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用されるガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）（以下「ガス事業法施行規則等」といふ。）の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則」といふ。）様式第八から様式第十二まで、様式第四十六及び様式第四十七

四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則様式第三の二
 五 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）様式第一から様式第十の三まで
 六 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）様式第四
 七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）様式第一から様式第五まで、様式第六（裏面）、様式第七から様式第十まで及び様式第十二から様式第二十二まで

八 電気事業法施行規則様式第六十七條の二から様式第六十七條の四まで、様式第六十八及び様式第七十二
 九 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第九号）様式第一から様式第六まで、様式第八及び様式第九
 十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第三十八号）様式第一から様式第五まで、様式第七及び様式第八

十一 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）様式第一から様式第十四まで
 十二 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（平成二十八年経済産業省令第二十号）様式第一
 十三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十三条第三項の規定による商標権の譲受けの申請手続に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）様式第一

十四 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七條第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（令和二年経済産業省令第七十号）様式第一
 （発電水力調査図表類交付規則の一部改正）
 第十五条 発電水力調査図表類交付規則（大正三年通信省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 第一号書式中「四」を削る。

（輸出貿易管理規則の一部改正）
 第六条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。
 第一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

式備考 7 を同様式備考 6 とし、同様式備考 8 を同様式備考 7 とし、様式第十九中
「申請者 氏名又は
代表者の住所
住所」

は名称及び法人にあつては、その 印 「申請者 氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の住所
住所」
氏名 住所
住所 航空工場検査員
住所

を「8 印」を「7 印」に改める。
(輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令の一部改正)

第十五条 輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令(昭和三十年通商産業省令第五十四号)の
一部を次のように改正する。

別表第二中 「記名押印」を「氏名又は名称 住所」に改める。
又は「署名」及び「代表者の氏名」

第十六条 工業用水道事業法施行規則(昭和三十三年通商産業省令第百十八号)の一部を次のように
改正する。

様式第一、様式第九から様式第十四まで、様式第十六から様式第二十二まで及び様式第二十六中
「印」及び「2 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、署名
することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「3 氏名(法
人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この
場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名(法人にあつてはその代表者の
氏名)を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず
本人が自署するものとする。」「5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印
すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するもの
とする。」「様式第一、様式第九から様式第二十二まで、様式第十四、様式第十六、様式第十九及
び様式第二十中「1 用紙」を「用紙」に改める。
(特許法施行規則の一部改正)

第十七条 特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「記載し、印を押さなければならぬ」を「記載しなければならぬ」に改める。
第九条第一項中「住所」を「又は住所」に改め、「様式第七」を「又は様式第七」に改め、「又
は印鑑」及び「又は様式第八」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改める。
第十一条第二項中「又は印鑑」を削る。
第十三条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とす
る。

第十三条の三第三項中「及び第四項」を削る。
第三十一条の三第三項を削る。

第五十八条の五第三項及び第五十八条の十七第四項中「押印」を削る。

第六十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

様式第三、様式第四、様式第二十二、様式第五十二の二、様式第五十二の三、様式第五十五の二
及び様式第六十一の二中「④」を削る。

様式第二の備考 2 中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者
の印を押す」を「記載する」に改める。同様式の備考 12 中「は本人の印及び識別ラベル」を「は本人の印及び識別ラベル」に改め、
「並びに印及び識別ラベル」を「並びに印及び識別ラベル」に改め、同様式の備考 22 を削る。同様式の備考 23 を削る。
同様式の備考 24 から備考 25 までを「1 から 2 の繰り上げ」に改め、同様式の備考 26 を削る。
同様式の備考 27 を削る。同様式の備考 28 中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考 29 中「は
本人の印」を「は」に改め、「及び印」を削る。同様式の備考 35 中「書いて印を押す」を「記
載する」に改める。

様式第四の備考 5 中「19 まで、23 から 26」を「18 まで、22 から 25」に改める。
様式第八を次のように改める。
様式第 8 削除

様式第九の備考 6 を削り、同様式中備考 7 を備考 8 とし、備考 9 を備考 8
とし、備考 10 を備考 9 とし、同様式の備考 11 中「23 から 26」を「22 から 25」に改め、同様式を同様
式の備考 10 とする。
様式第十一の備考 4 中「23 から 26」を「22 から 25」に改め、「7、9 及び 10」を「8 及び 9」に、「備考
9」を「備考 8」に改める。

様式第十三の備考 2 を削り、同様式中備考 3 を備考 4 とし、備考 4 を備考 5 とし、同様式の備考
5 中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないうとした手続」及び「代表者」
を削る。同様式を同様式の備考 4 とし、同様式中備考 5 を備考 6 とし、備考 6 から備考 7 までを「1
から 2 の繰り上げ」、同様式の備考 8 中「備考 12 及び 14」を「備考 11 及び 13」に改め、同様式を同様
式の備考 12 とし、同様式の備考 11 中「備考 12」を「備考 11」に改め、同様式を同様式の備考 12 とし、
同様式中備考 15 を備考 14 とし、備考 15 を備考 16 とし、備考 16 を備考 17 とし、同様式の備考 17 中「備考
15」を「備考 14」に改め、同様式を同様式の備考 16 とし、同様式の備考 18 中「備考 17」
を「備考 14」に改め、同様式を同様式の備考 18 とし、同様式の備考 19 中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同様
式を同様式の備考 19 とし、同様式の備考 21 中「18 まで、20 及び 23 から 27」を「19 まで及び 22 から 26」
に改め、同様式を同様式の備考 20 とする。

様式第十五の二の備考 12 中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同様式の備考 13 中「20 まで及び 23 か
ら 26」を「19 まで及び 22 から 25」に改め、「6 から 8 まで及び 10」を「5 から 7 まで及び 9」に、「備考 10」
を「備考 9」に改める。

様式第十五の四の備考 2 中「19 まで及び 23 から 26」を「18 まで及び 22 から 25」に改め、「備考 10」を「備
考 9」に改める。
様式第十六の備考 3 中「19 まで及び 23 から 26」を「18 まで及び 22 から 25」に改める。

様式第十八の備考 2 中「備考 18 及び 19」を「備考 17 及び 18」に改め、同様式の備考 20 中「備考 19」
を「備考 18」に改め、同様式の備考 4 中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に改め、「記載し、
代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考 9 を削り、同様式中備考 7 を備考 8 とし、
備考 8 を備考 9 とし、同様式の備考 9 中「備考 8」を「備考 7」に改め、同様式を同様式の備考 8
とし、同様式中備考 10 を備考 9 とし、備考 11 から備考 15 までを「1 から 2 の繰り上げ」、同様式の備考 16 中
「承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあつては【代表者】の欄並びに印及び識別ラ
ベル)」を「承継人の【代表者】(承継人が法人の場合に限る。)」に改め、「(権利の承継を証明する書
面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。)」を「不要とし、1 から 2 の【(手続料
の表示)】の欄の次に【その他】の欄を設けて譲渡人の手続である。」のように記載する。」を加へ、
同様式を同様式の備考 15 とし、同様式中備考 17 を備考 16 とし、備考 18 を備考 17 とし、備考 19 を備考
18 とし、同様式の備考 20 を削り、同様式の備考 21 中「22 から 26」を「21 から 25」に、「備考 10」を「備
考 9」に改め、同様式の備考 18 の次に次のように加える。

必ず本人が自署するものとする。]又は「13 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を記し、「様式第四、様式第六及び様式第五十七中「印」を削ぎ、「10まで」を「9まで」又は「13まで」を「12まで」と改め、様式第五、様式第七から様式第九まで、様式第十六、様式第十八、様式第二十八、様式第三十五、様式第三十七から様式第四十一まで、様式第四十三から様式第四十六まで、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十一から第五十四まで、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十一から様式第六十六まで、様式第六十八、様式第七十から様式第七十六まで、様式第七十八、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十七、様式第九十四及び様式第九十五中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を記し、「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第二十四から様式第二十七まで中「印」及び「4 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「様式第九十、様式第九十一、様式第九十八中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を記し、「1 用紙」を「この用紙」及び「この用紙」に改め、

第三十四条 ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令による改正前のガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十四の二、様式第十四の二の二、様式第十五及び様式第四十七の二中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」を削ぎ、「この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を記し、「1 用紙」を「用紙」に改め、

(電気工業事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第三十五条 電気工業事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「6 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「同様式備考」を同様式備考の二、様式第九中「印」及び「4 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「記名捺印」を「記名」と改め、様式第十、様式第十四の二、様式第十八及び様式第二十一中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]「4 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]又は「6 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を記し、「1 用紙」を「この用紙」に改め、

(ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第三十六条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十二及び様式第十六中「印」又は「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」を削ぎ、「1 この」を「この」に改め、様式第六中「印」を削ぎ、「記名押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を「氏名を記載すること。]」に改め、様式第七中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、

(熱供給事業法施行規則の一部改正)

第三十七条 電気事業法等の一部を改正する省令による改正前の熱供給事業法施行規則の一部(改正)第八年経済産業省令第三十三号)附則第二条第一項の規定によりおそよの効力を有するものとして読み替へ適用される熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年経済産業省令第三十二号)による改正前の熱供給事業法施行規則(昭和四十七年通商産業省令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

様式第九から様式第十二まで及び様式第十七中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「1 用紙」を「用紙」に改め、

(熱供給事業法施行規則の一部改正)

第三十八条 熱供給事業法施行規則(昭和四十七年通商産業省令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十二、様式第十三及び様式第十六中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]又は「7 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「様式第六及び様式第八中「印」を削ぎ、「8まで」を「6まで」に改め、「様式第七、様式第九から様式第十一まで、様式第十四及び様式第十五中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。」の場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]を削ぎ、「1 用紙」を「用紙」に改め、

(石油需給適正化法施行規則の一部改正)

第三十九条 石油需給適正化法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第三中「氏名」を「氏名」に改め、様式第八中「印」及び「5. 「押印」の欄には、押印することとされている書類についてフシキシリアルスタによる手続を行う場合においては、押印すること。]を削ぎ、「同様式備考」を同様式備考の二に改め、

(経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第四十条 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十五及び様式第十六中「印」又は「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、「この」を「この」に改め、様式第六中「印」を削ぎ、「記名捺印」を「記名」と改め、押印することによって代えて、署名することができる。]を「記載すること。]」に改め、様式第七中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、

(経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第四十一条 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則(昭和四十九年通商産業省令第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第七、様式第九、様式第十、様式第十八及び様式第十九中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」又は「4 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、「様式第二から様式第四まで及び様式第二十中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第五及び様式第六中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、「同様式備考」を同様式備考の二に改め、「様式第八中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。]」を削ぎ、「記名押印すること。]」に改め、

(同様式備考)を同様式備考の二に改め、様式第十一中「①届出者」を「届出者」に改め、「②」及び「①」氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって代えて、本人(法人にあつてはその代表者の氏名)が署名することができる。]」を削ぎ、「③」及び「④」氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって代えて、本人(法人にあつてはその代表者の氏名)が署名することができる。]」を削ぎ、

様式第十二中「①届出者」を「届出者」に改め、「②」及び「①」氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって代えて、本人(法人にあつてはその代表者の氏名)が署名することができる。]」を削ぎ、「③」及び「④」氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって代えて、本人(法人にあつてはその代表者の氏名)が署名することができる。]」を削ぎ、

きる。」を削り、②を①とし、③から⑥までを「①」及び「2. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4から同様式備考10までを「①」及び「2. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること」に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4から同様式備考11までを一かじ繰り上げ、様式第二十一中「①」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類について光ファイブによる手続を行う場合にあつては、押印する。」ただし、氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。(特定設備検査規則の一部改正)

第四十二条 特定設備検査規則の一部を次のように改正する。

様式第十中「①」及び「2. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1. この」を「この」に改め、様式第二十四中「①」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第十八から様式第二十三まで中「署名」を削る。

第四十三条 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第十一から様式第十三まで及び様式第二十四中「氏 名」を「氏 名」に改め、様式第九中「印」及び「5. 登録申請者本人が署名押印すること。」を削り、「様式第二十三中「印」を削り、「署名」を「署名又は記名」に改め、様式第四十五中「印」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類についてフロッピーディスクによる手続を行う場合にあつては、押印すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。

第四十四条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五の二中「氏名 印」を「氏名」に改め、様式第三十一中「①」及び「2. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1. この」を「この」に改め、様式第三十二中「①」及び「4. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

第四十五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正

第二条第三項中「印を押さなければならぬ。ただし、その書面が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願に関するものであるときは、押印に代えて提出者が」を削る。

第六条第一項中「印を押した願書(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、その者が記名し、かつ、署名をしたもの)を「署名をした願書」に改める。

第九条第一項中「あて名又は印鑑」を「又はあて名」に、「様式第四若しくは様式第四の二又は様式第五若しくは様式第五の二を」又は「様式第四若しくは様式第四の二」に改める。

第十六条第二項及び第三十条第二号中「押印又は」を削る。

第三十六条第四項中「印を押し、又は」を削る。

第五十三条第三項及び第六十三条第一項第四号中「押印」を「署名」に改める。

第八十四条第三項中「印を押す」を「署名をする」に改める。

様式第一、様式第二、様式第三の三、様式第四の五、様式第五の七、様式第六の九、様式第十一の三、様式第十一の五、様式第十一の七、様式第十二、様式第十三、様式第十三の三、様式第十五の三、様式第十五の二の二、様式第十五の二の四、様式第十五の三、様式第十六、様式第十七、様式第二十の三、様式第二十一の三、様式第二十四、様式第二十六及び様式第二十六の三中「①」を「署名」に改める。

様式第一の二、様式第二の二、様式第二の四、様式第二の六、様式第二の八、様式第二の十、様式第三の二、様式第四の二、様式第五の四、様式第五の六、様式第六の二、様式第十一の四、様式第十一の六、様式第十一の八、様式第十二の二、様式第十三の二、様式第十三の四、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の五、様式第十五の四、様式第十六の二、様式第十七の二、様式第二十六の二、様式第二十六の四、様式第二十七の二及び様式第二十九の二中「①」を削る。

様式第十八の二、様式第十九の二、様式第二十の四、様式第二十一の四、様式第二十二の二、様式第二十三の二及び様式第二十四の二中「①」を「Signature」に改める。

様式第一の備考18及び様式第二の三の備考4中「印」を「署名」に改める。

様式第一の二の備考8及び様式第二の四の備考3中「又は印」を削る。

様式第三の備考6中「印を押し」を「署名をする」に改め、同様式の備考16中「印」を「署名」に改め、同様式の備考20中「印」を「署名」に改める。

様式第五及び第五の二を次のように改める。

様式第五及び様式第五の二 削除

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正)

第四十六条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第九まで、様式第十九、様式第二十一、様式第二十七から様式第三十まで及び様式第四十中「印」を削り、様式第二十中「印」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、様式第二十一から様式第二十六まで中「印」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。」を削り、「様式第四十二中「印」及び「5. 「押印」の書には、押印することとされている書類について光ファイブによる手続を行う場合にあつては、押印すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。

(特定方ス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正)

第四十七条 特定方ス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十一及び様式第十四中「①」及び「3. 氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

(深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正)

第四十八条 深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三から様式第十二の二まで及び様式第十四中「①」を削り、「氏名を記載し、押印すること」に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「氏名(代表者の氏名を除く)は本人が記名すること。」に改め、様式第十五中「印」及

第六十二条中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十三条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条中「第三項」を「第二項」に改める。

様式第一中「㊟」を削る。

様式第一、様式第六、様式第八、様式第三十二、様式第三十四及び様式第三十六から様式第四十三まで中「㊟」又は「識別ラベル」を削る。

様式第一の備考7を削り、同様式の備考8中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考13までを1ずつ繰り上げ、同様式の備考14を削り、同様式中備考15を備考13とし、備考16から備考19までを1ずつ繰り上げる。

様式第二中「㊟」又は「識別ラベル」を削り、「新氏名又は名称」の下に「㊟」を加える。

様式第三中「㊟」又は「識別ラベル」を削り、「新住所又は新居所」の下に「㊟」を加える。

様式第一の備考1、備考4及び備考5を削り、同様式中備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、同様式中備考1から備考3までとして次のように加え、同様式の備考6中「第2項」を「第3項」に改め、同様式の備考7中「第3項」を「第4項」に改め、同様式の備考8中「9、13及び16から19」を「8、12及び14から17」に改める。

- 1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 2 備考1に記載の者以外の者が届出をする場合は、当該届出人の印を押すことを要しない。代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 3 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、「その他」の欄を設け「〇〇願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を少なくとも一つ記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「出願番号」を「出願日」とし、「令和何年何月何日提出の〇〇願」のように出願の年月日を記載する。

様式第二の備考1中「第3項」を「第4項」に改め、同様式の備考2中「9、13及び16から19」を「8、12及び14から17」に「及び3から7」を「から3まで及び5から7」に改める。

様式第四及び様式第五を次のように改める。

様式第4及び様式第5 削除

様式第六の備考2中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考8中「㊟」を削り、同様式の備考9中「、9、14及び16から19」を「8及び14から17」に改める。

様式第七の備考7中「記載しその横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考8を削り、同様式中備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、同様式の備考13中「は本人の印及び識別ラベル（を「であって」に改め「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考12とし、同様式中備考14を備考13とし、備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、同様式の備考18中「17及び18」を「15及び16」に改め、同備考を同様式の備考17とする。

様式第八の備考中「13から19」を「12から17」に改め「並びに様式第2の備考1から3まで及び5」を削り、同備考を同様式の備考5とし、同様式中備考1から備考4までとして次のように加える。

- 1 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、代表者の氏名を記載する。
- 2 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 4 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

様式第十一の備考8中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続」及び「、「代表者」を削る。

様式第十三の備考2中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改める。

様式第十九の備考6中「第3項」を「第2項」に改め、同様式の備考7中「第4項」を「第3項」に改め、同様式の備考8中「第69条第4項」を「第69条第3項」に改める。

様式第二十の備考3、様式第二十一の備考2、様式第二十二の備考5、様式第二十三の備考2、様式第二十四の備考3、様式第二十五の備考1及び様式第二十六の備考1中「第3項」を「第2項」に改める。

様式第三十一の備考9中「17及び18」を「15及び16」に「9まで及び12から16」を「8まで及び11から15」に改める。

様式第三十二の11中「㊟」を削り、同様式の備考11中「代理人によるときは本人の印は不要とし、」を削り、同様式の備考16中「17から19」を「15から17」に改める。

様式第三十三の備考5中「13、14及び16から19」を「12及び14から17」に「様式第2の備考1から3まで及び5」を「様式第8の備考1から4」に改める。

様式第三十四の備考2中「8、9、11から14まで及び16から18」を「7、8及び10から16まで」に「、様式第2の備考2及び3並びに様式第6の備考1」を「並びに様式第8の備考1から4まで」に改める。

様式第三十五の備考2中「10、13及び16から19」を「9及び12から17」に「様式第2」を「様式第8に」改める。

様式第三十六の備考2中「、8から14まで及び16から19」を「及び7から17」に改める。

様式第三十七の備考2中「、6、8、13、14及び16から19」を「から7まで及び12から17」に「様式第2の備考2及び3」を「様式第8の備考1から4まで」に改める。

様式第三十八の備考4、様式第三十九の備考3、様式第四十の備考、様式第四十の11の備考3及び様式第四十の11の備考中「、14及び16から19」を「及び14から17」に「様式第2」を「様式第8」に改める。

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第五十五条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」及び「1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することとできる。」を削り、「2 申請書」を「1 申請書」に、「3 用紙」を「2 用紙」に改め、様式第二及び様式第四中「印」及び「1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することとできる。」を削り、「2 申請書」を「1 申請書」に、「3 変更事項」を「2 変更事項」に、「4 用紙」を「3 用紙」に改める。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部改正)

第五十六条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第五中「申請書」を「申請書」に改め、様式第二及び様式第四中「印」及び「1 記名押印」を「印」及び「1 記名又は署名」に改め、様式第三及び様式第六中「印」及び「1 記名押印」を「印」及び「1 記名又は署名」に改め、様式第七及び様式第九から様式第十一まで、様式第五十四、様式第六十二、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十五、様式第七十一、様式第七十五から様式第八十まで中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第五十五中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考3とし、様式第八十二中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考3とし、様式第八十三中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、様式第九十九中「印」及び「6 「押印」の欄には、押印することとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合においては、押印すること。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、様式第九十九の二中「印」及び「5 「押印」の欄には、押印することとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合においては、押印すること。」を削り、「同様式備考3を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

(計量法施行規則の一部改正)

第五十七条 計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条第五項を削り、様式第三、様式第五十九から様式第六十一の三まで、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十二、様式第八十一及び様式第八十一の二中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「7 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考3とし、様式第八十二中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、様式第九十九中「印」及び「6 「押印」の欄には、押印することとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合においては、押印すること。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考3を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

(特定計量器検定検査規則の一部改正)

第五十八条 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一、様式第六から様式第八まで、様式第十、様式第十三、様式第十四中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「5 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第三、様式第五の二、様式第十五及び様式第十六中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 用紙」を「用紙」に改める。

(基準器検査規則の一部改正)

第五十九条 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「5 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第一中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 用紙」を「用紙」に改める。

(指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正)

第六十条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を削り、様式第一の二中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、様式第二及び様式第四中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「様式第八中「印」及び「5 「押印」の欄には、押印することとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合においては、押印すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考6とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

(指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正)

第六十一条 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、様式第一から様式第三まで及び様式第五中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「5 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考3とし、様式第八十二中「印」及び「2 氏名を記載し、押印することとできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「同様式備考3を同様式備考2とし、様式第九十九中「印」及び「6 「押印」の欄には、押印することとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合においては、押印すること。」を削り、「同様式備考3を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

及び「2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第八中「印」及び「2 捺除を受けようとする者本人が申請を行う場合には、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

(アルコール事業法施行規則の一部改正)

第七十三条 アルコール事業法施行規則(平成十二年通商産業省令第二百九号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊟」及び「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とし、様式第二から様式第四まで、様式第六の二から様式第九まで、様式第十二、様式第十五、様式第十七、様式第十九、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十四の二から様式第二十七まで、様式第三十、様式第三十二、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十八の二から様式第四十一まで、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十一の二から様式第五十四まで及び様式第五十五の二中「㊟」及び「1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「2 用紙」を「用紙」に改め、様式第六、様式第十三、様式第十四、様式第十八、様式第二十四、様式第二十八、様式第三十一、様式第三十八、様式第四十二、様式第四十五、様式第四十六、様式第五十一及び様式第五十五中「㊟」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「3 用紙」を「2 用紙」に改め、様式第十六及び様式第二十九中「㊟」及び「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「5 用紙」を「4 用紙」に改め、様式第四十二中「㊟」及び「6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、様式第五十八中「㊟」及び「1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「2 用紙」を「1 用紙」に改め、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4から同様式備考6までを一つづつ繰り上げ、様式第五、様式第二十三、様式第三十七及び様式第五十中「㊟」、「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」及び「印」の欄を削り、「3 用紙」を「2 用紙」に改める。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第七十四条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令百十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八まで及び様式第十から様式第十三まで中「印」及び「氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(鉱山保安法施行規則の一部改正)

第七十五条 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第二及び様式第四中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(1) 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第五中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同

様式備考(2)とし、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、様式第六中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第七から様式第十まで及び様式第十一中「㊟」及び「(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「(5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「(7) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「(8) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「㊟」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 届出書」を「届出書」に改める。

(経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部改正)

第七十六条 経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成十七年経済産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三及び様式第四中「記名押印又は署名」を「代表署名」に改め、「印」を削る。

(経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給等に関する法律施行規則の一部改正)

第七十七条 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「印(注1)」及び「(注2) 押印に代えて署名をしても差し支えない。この場合、必ず発給申請者本人が自署すること。ただし、発給申請に際して、申請者が、指定発給機関において申請者の利用のために供された電子情報処理組織を使用する場合、同法施行規則第4条の2第1項の規定による発給の申請に係る事前登録の手続きを経て付与された当該申請者の登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された第一種特定原産地証明書発給申請書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。」を削り、同様式(注3)を同様式(注2)とし、同様式(注4)から同様式(注10)までを一つづつ繰り上げ、様式第二中「印(注2)」及び「(注2) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。ただし、証明資料提出者が、指定発給機関において証明資料提出者の利用のために供された電子情報処理組織を使用して、当該証明資料提出者に係る登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された証明資料提出同意通知書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。」を削り、同様式(注3)を同様式(注2)とし、同様式(注4)を同様式(注3)とし、様式第三中「印(注2)」及び「(注2) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。」を削り、同様式(注3)を同様式(注2)とし、様式第十一中「印(注2)」及び「(注2) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。」を削り、様式第十一中「印(注4)」及び「(注4) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。」を削り、同様式(注5)を同様式(注4)とし、同様式(注6)から同様式(注10)までを一つづつ繰り上げ、様式第十四中「印(注3)」及び「(注3) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。」を削り、同様式(注4)を同様式(注3)とする。

様式第十七及び様式第十八中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「1」用紙」を「用紙」に改める。

第九十三条 国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正

様式第五中「四」及び「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八及び様式第十二中「四」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1」この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「署名」を削る。

第九十四条 情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正

様式第五、様式第六、様式第八から様式第十まで、様式第十五及び様式第十八中「四」を削り、様式第十六及び様式第十七中「四」を削り、これらの様式（記載要領）2. を次のように改める。

- 2. 「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第九十五条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式一中「四」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

第九十六条 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部改正

様式第一及び様式第二中「四」を削り、様式第三及び様式第五中「四」及び「1」署名押印については、氏名を記載する組合、若しくは記載することである。」を削り、「2」用紙」を「用紙」に改め、様式第四、様式第四の二、様式第六及び第六の二中「四」及び「2」署名押印については、氏名を記載する組合、若しくは記載することである。」を削り、「3」用紙」を「用紙」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。